

久留米市第8期高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画

【素案】

**令和2年12月25日
久留米市**

目次

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨	p 1
1 計画策定の背景と目的	p 1
2 根拠法令	p 1
3 他の計画等との関係	p 2
4 計画の期間	p 3
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	p 4
1 高齢化の将来推計及び要介護認定者数の推移	p 4
2 高齢者の経済状況	p 6
3 アンケート調査等から見える課題	p 7
4 第7期計画の評価	p 10
第3章 基本方針	p 11
1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿	p 11
2 分野横断的な視点	p 13
3 日常生活圏域の設定	p 14
4 基本方針の展開	p 15
5 施策の体系	p 17
第4章 高齢者福祉施策・介護保険事業における成果指標	p 19

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

第1章 健康づくりと介護予防の推進	p 21
第2章 積極的な社会参加・参画の推進	p 24
第3章 住み慣れた地域で暮らすための支え合う仕組みづくり	p 27
第4章 地域における多職種連携による支援体制の強化	p 31
第5章 災害や感染症への備えの強化	p 33
第6章 認知症施策の推進	p 37
第7章 権利擁護の推進	p 40
第8章 生活環境の整備	p 43
第9章 介護保険事業の円滑な実施	p 46
第10章 介護サービスの見込量と保険料	p 51
第3部 計画の策定及び推進体制	p 59

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

わが国では、総人口が減少していく中で、高齢者数は増加しており、高齢化は更に進むことが見込まれています。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）やその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて、現役世代人口が減少する中で高齢者人口がピークを迎える中でも介護ニーズが高い85歳以上の人口が増加することが見込まれています。

久留米市においても、高齢化率は上昇していく見込みで、一人暮らしや高齢者のみ世帯、介護を必要とする高齢者、認知症の人が増えることが予想されます。

そのような中、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ってきました。

今後、地域包括ケアシステムの深化・推進に加え、属性や世代を問わない重層的な支援体制の整備、認知症施策の推進、ニーズに対応した介護サービスの基盤整備や介護を支える人材の確保等について、一体的に取り組みながら、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

この計画は、このような状況に的確に対応するため、平成30年3月に策定した『久留米市第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画』を見直すとともに、今後の高齢者施策の方向性を明らかにし、これに向かって市民や地域、関係機関と行政とが協働し、様々な高齢者福祉施策及び介護保険事業を総合的に実施していくための指針を示すものです。

2 根拠法令

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

（1）老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）

- 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業^(※)の量の目標
※老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターによる事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業

（2）介護保険事業計画（介護保険法第117条）

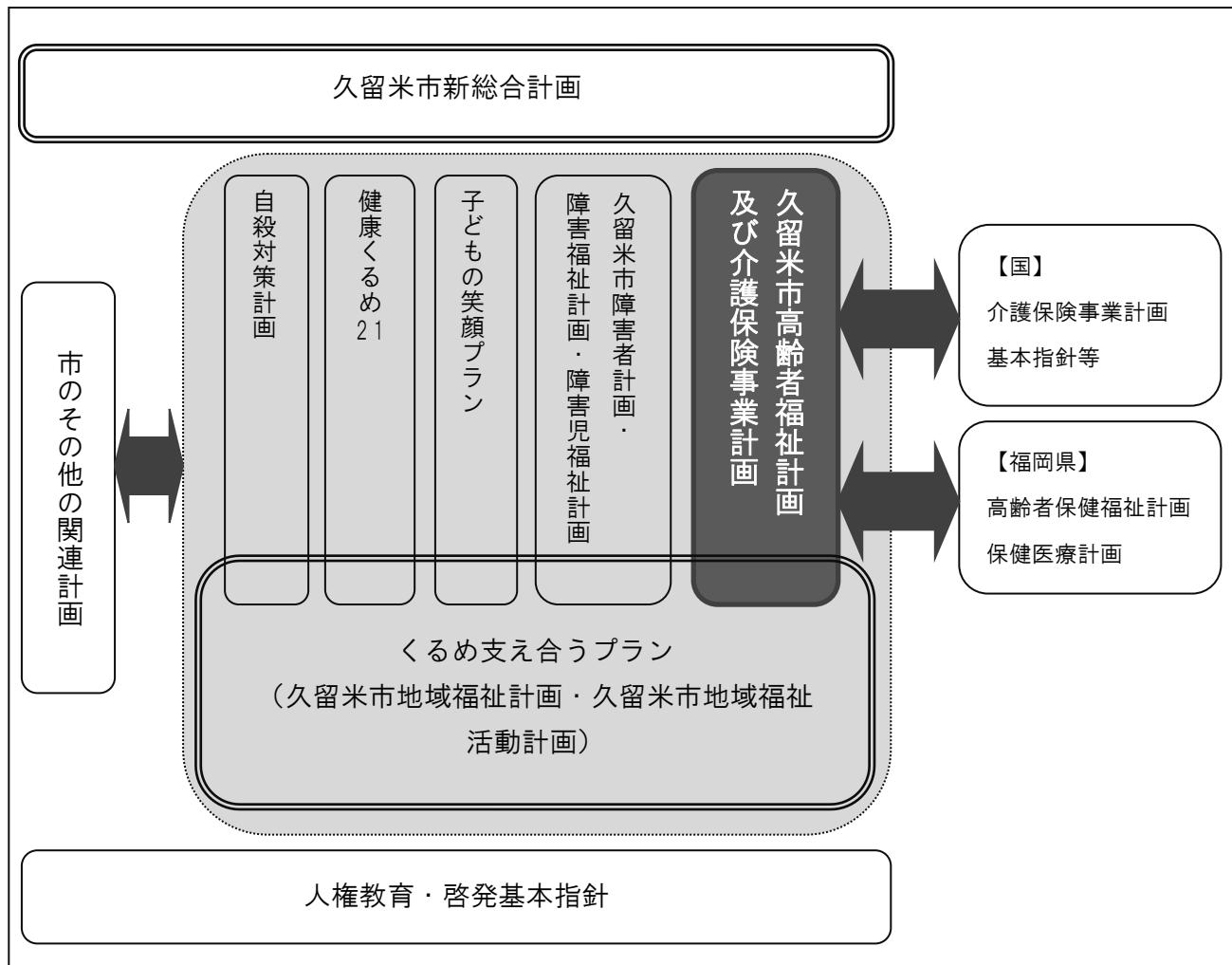
- 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数
- 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 地域支援事業の量の見込み

3 他の計画等との関係

この計画は、“水と緑の人間都市”を基本理念とする『久留米市新総合計画第4次基本計画』（令和2年3月策定）や、福祉の各分野に共通する事項及び複合的な課題、制度の狭間の課題への対応方策を記載し、福祉の各計画の基本となる『くるめ支え合うプラン（久留米市地域福祉計画）』（令和2年3月策定）等の理念に沿った高齢者福祉及び介護保険事業の計画です。

この計画は、保健、医療、福祉分野や他の関連計画等との整合性を図りつつ、市民との協働や人権尊重、男女共同参画の視点を踏まえながら策定します。

<他の計画等との関係イメージ図 >



4 計画の期間

久留米市では、第6期以降、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて計画を策定しています。

第8期計画は、このうち令和3年4月から令和6年3月までの3年間を実施期間としています。

第6期			第7期			第8期			第9期		
平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度

第6期計画 **第7期計画** **第8期計画** **第9期計画**

令和7年の久留米市の姿を見据えて計画を策定

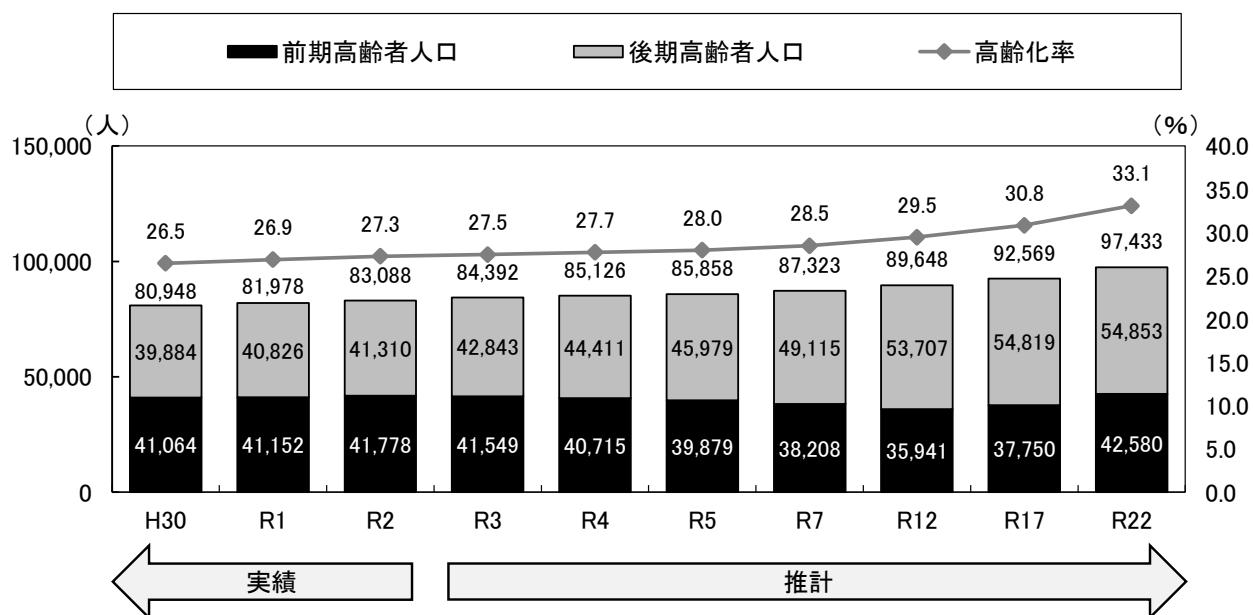
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢化の将来推計及び要介護認定者数の推移

(1) 高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

高齢者人口及び高齢化率は今後も増加していく見込みです。また、令和3年以降は後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65歳～74歳）の人口を上回る見込みとなっています。

久留米市の高齢者人口・高齢化の状況と将来推計



資料：人口は住民基本台帳（各年10月1日現在）による。令和3年以降の推計はコーホート要因法による。

注意：本推計は住民基本台帳のデータに基づくものであるため、時点やその他の要因により本市他計画等における各種推計値及び目標値とは異なる場合がある。

(2) 要介護認定者数の推移

高齢者数の増加とともに、要介護認定者数も増加していますが、要介護認定率は横ばいにあります。また、令和2年度の要介護認定区分別の認定者数をみると、要介護1、要介護2など、比較的軽度の認定者数が多い状況となっています。

久留米市の要介護認定者数の推移

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
65歳以上（要介護認定者数）	15,472	15,633	15,855
65歳以上 75歳未満	1,826	1,789	1,823
75歳以上	13,646	13,844	14,032
40歳以上 65歳未満（要介護認定者数）	288	269	261
合計（要介護認定者数）	15,760	15,902	16,116
要介護認定率	19.2%	19.2%	19.2%
65歳以上 75歳未満	4.5%	4.4%	4.4%
75歳以上	34.2%	33.9%	33.9%
40歳以上 65歳未満（第2号被保険者）	0.3%	0.3%	0.3%

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末時点）

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定者合計	15,760 (100.0)	15,902 (100.0)	16,116 (100.0)
65歳以上	15,472 (98.2)	15,633 (98.3)	15,855 (98.4)
要支援計	3,852 (24.4)	4,097 (25.8)	3,992 (24.8)
要支援1	1,870 (11.9)	2,081 (13.1)	2,087 (13.0)
要支援2	1,982 (12.6)	2,016 (12.7)	1,905 (11.8)
要介護計	11,620 (73.7)	11,536 (72.5)	11,863 (73.6)
要介護1	3,471 (22.0)	3,435 (21.6)	3,605 (22.3)
要介護2	3,017 (19.1)	2,997 (18.8)	2,981 (18.5)
要介護3	2,212 (14.0)	2,199 (13.8)	2,237 (13.9)
要介護4	1,651 (10.5)	1,645 (10.3)	1,790 (11.1)
要介護5	1,269 (8.1)	1,260 (7.9)	1,250 (7.8)
40～64歳	288 (1.8)	269 (1.7)	261 (1.6)

※カッコ内は認定者合計に占める割合 (%)

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末時点）

2 高齢者の経済状況

令和元年度に実施した「久留米市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果では、高齢者の経済的な暮らし向きについて、「ふつう」と感じている人の割合が全体の56.8%と最も高く、「苦しい」と感じている人（「大変苦しい」「やや苦しい」）は全体の34.6%、「ゆとりがある」と感じている人（「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」）は全体の6.5%となっています。

これを年代別にみると、全体では「ふつう」との回答が最も多いものの、若い年齢層ほど「苦しい」と感じている人の割合が高い傾向にあります。また、世帯構成別にみると、「1人暮らし」「夫婦2人暮らし」（配偶者64歳以下）で「苦しい」と感じている人の割合が4割台を占め、他に比べ高くなっています。

このほか就労状況別では、全体と比較して、就労している人は就労していない人より「ゆとりがある」と感じている人の割合がやや高い傾向にあります。

生活保護受給者の推移をみると、令和2年9月末における高齢者の生活保護受給者は2,832人で、平成29年9月末（2,809人）より若干増加しています。

また、高齢者の生活保護受給世帯数は2,661世帯となっており、1人暮らしの世帯の受給者の割合が多くなっています。

3 アンケート調査等から見える課題

(1) 各種アンケート調査

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査区分	対象者数	有効回収数	回収率
一般高齢者	3, 500人	2, 623人	74. 9%
要支援認定者	1, 500人	1, 036人	69. 1%
合 計	5, 000人	3, 673人	73. 5%

- 普段の生活の介護・介助の状況について、要支援1や2でも「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」との回答が2割を超えている。
- 介護・介助が必要になった原因について、男性は「脳卒中」や「心臓病」、女性は「骨折・転倒」の割合が高くなっている。
- 生活機能について、健康状態が悪くなるほど、リスク該当者の割合が高くなっている。特に、認知機能、うつのリスクは、健康状態が「よくない」と回答した人の割合が高くなっている。
- 趣味や生きがいについて、身体状態が悪化するについて、「ある」と回答する割合が低くなっている。
- 地域での活動について、全般的に身体状況が悪化するについて、参加する割合が低くなっている。
- まわりとの助け合いについて、一人暮らし世帯は他の世帯に比べ、心配事や愚痴を聞いてくれる人、看病や世話をしてくれる人が周りにいないと回答した割合が高くなっている。

② 在宅介護実態調査

調査対象	在宅で生活する要支援・要介護認定者のうち、更新申請または変更申請に伴い認定調査を受ける（受けた）方
有効回収数	293人

- 主な介護者の年齢は、60歳以上が半数を超えている。
- 主な介護者が不安に感じる介護は、外出の付き添い、送迎等が多かった。
- 主な介護者の働き方の調整等は、要支援1から要介護2にかけては、「特に行っていない」の割合が高く、要介護3、4では、「労働時間、休暇、在宅勤務以外の調整をしながら働いている」の割合が高い。
- 災害時の避難所への移動について、「介助者がいないので避難できない」と回答した人の割合が1割弱あった。

③ 介護サービス事業所調査

調査対象	配布数	有効回収数	有効回答率
在宅サービス	415事業所	331事業所	79.8%
施設・居住系サービス	151事業所	120事業所	79.5%
居宅介護支援事業所	108事業所	94事業所	87.0%
合 計	674事業所	545事業所	80.9%

- 従業者の過不足状況について、「介護職員が不足している」との回答が多かった。
- 不足している理由として、「採用が困難」「離職率が高い（定着率が低い）」との回答が多かった。
- 定着率が低い原因として、「賃金が低い」「仕事がきつい（身体的・精神的）」との回答が多かった。
- 地域との連携を図る上での課題として、「職員数に余裕がない」「地域との連携をする時間がない」との回答が多かった。

(2) 利用者インタビュー

実施団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域で介護予防を行っている団体（3団体） 地域で認知症カフェを行っている団体（1団体） 介護サービス利用者（1事業所）
------	---

- 校区のコミュニティセンターでの活動に参加していたが、距離が遠くて参加するのが難しくなり、集落の単位で活動する場が欲しいという話になった。
- 運動することで体力がつき、参加する前と比べると体の調子も良くなった。
- 他の人と話ができる、自分の思ったことができる。認知症の進行が少し遅れたのではないかと感じている。
- 行くところがあるのと、全くないのでは、全然違う。
- 家にいると寝ていることが多いが、デイサービスに来ると周りに人がいるので、シャキッとなる。近くに活動する場所があることが、続けていくための条件。
- 人に頼るのではなく、自分たちの力でやっていくことが大事。
- 安心して居られる場所をうまく作ることが重要。
- イメージの問題。面白い、楽しいということがわかれれば参加するようになる。
- 高齢者が集まる場を続けてほしい。

(3) 全市の地域ケア会議（地域ケア会議専門部会）からの提言

① 高齢者の生活支援における課題解決の方向性

- ・ 高齢者に関わる行政や団体が、現状の強み・弱みを理解し、情報共有等を図りながら、地域へ関心が薄い人や地域で交流がない人への対応を行う。
- ・ 地域の中での交流を図るため、地域の特徴を踏まえ、介護事業者等も活かした居場所づくりの促進を行う。
- ・ 認知症予防と関連させながら、高齢者や地域住民等の特技やノウハウを活かした地域活動の仕組みをつくる。

② 実現のための取り組み

- ・ 地域ケア会議や支え合い推進会議の継続と充実
- ・ 地域ケア会議や支え合い推進会議の分析や解決できなかった課題の検討
- ・ 介護事業者を活用した地域の居場所づくりやコミュニティづくりの推進
- ・ 認知症の当事者が活動できる居場所づくりの推進
- ・ ボランティアの活動場所の拡大
- ・ ボランティア活動は認知機能を低下させないことにつながることの周知
- ・ 自分の将来のためにボランティア活動を行うという意識啓発

4 第7期計画の評価

(1) 成果指標の達成状況

総合成果指標として設定した「住みやすいと思う60歳以上の人の割合」について、計画策定時の83.1%から、現時点（令和元年調査）が88.2%となっており、目標である90%には達していませんが、着実に増加しています。

まちの姿成果指標として設定した3つの指標のうち「週2回、1日30分以上、運動する60歳以上の割合」について、計画策定時の43.4%から、現時点（令和元年調査）が45.6%となっており、目標である48%には達していませんが、着実に増加しています。

「支え合い推進会議の設置数」について、計画策定時の9校区から、現時点（令和元年調査）が37校区と大幅に増加しており、目標の35校区での設置を完了しています。

「住みやすいと思う理由で、医療や福祉が充実しているを選択した60歳以上の人の割合」について、調査方法の変更により、現時点との比較はできませんが、くらしの環境が満足できる項目として、「医療・福祉の充実」について満足・やや満足と回答した人は8割を超えていました。

(2) 事業展開の課題

- ・ 介護予防活動について、教室終了後、地域で引き続き介護予防を行うための受け皿が整っておらず、継続的な介護予防活動に繋がりにくい状況であり、活動につながるような支援の検討が必要である。
- ・ 老人クラブの活動について、会員の減少、高齢化に伴い、これまで行っていた活動が難しくなっている事例が出てきており、クラブの活性化に向けた検討が必要である。
- ・ 在宅介護を行う家族に対する支援制度について、潜在的に支援が必要と思われる人に対して、効果的な周知・啓発を図っていく必要がある。
- ・ 協働による地域の支え合い活動について、支え合い推進会議等の充実や地域資源の発掘・養成・組織化、また生活支援コーディネーターとの一層の連携を図っていく必要がある。
- ・ 在宅医療、介護の連携を図るための退院調整ルールについて、各種取り組みを行ったが、十分には制度が浸透しておらず、利用しやすい制度にするための検討が必要である。
- ・ 認知症サポーターについて、養成人数は毎年増え、量的な拡大は進んでいるが、認知症の人やその家族を具体的に支援する動きにはつながっておらず、活躍ができる仕組みの検討が必要である。
- ・ 鉄道や路線バスの利用が不便な地域において、高齢者等が日々の買い物や通院等を行うための移動手段の確保が求められている。
- ・ 介護人材不足等の改善や感染症、災害が発生した際の事業所への支援を検討する必要がある。

第3章 基本方針

1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿

国は、地域包括ケアシステムを推進する観点から、これまで社会福祉法や介護保険法等を改正し、共生型サービスの創設や生活支援、介護予防、認知症施策などの地域づくりを推進してきました。

また、令和2年の法改正を踏まえ、属性や世代を問わない重層的な支援体制の整備、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進など、地域包括システムの推進と地域づくり等を一体的に取り組むことで地域共生社会の実現を図っていくための政策を進めています。

久留米市は、第6期計画より地域包括ケアシステムの構築に本格的に着手し、第7期計画においても、継続して深化・推進を図ってきました。

このような法改正や久留米市の取り組み状況、また地域包括ケアシステムの深化・推進が令和7年（2025年）を見据えた長期的な取り組みであることを踏まえ、第8期計画においても、第6期計画から継続して掲げている基本理念及び久留米市が目指すべき姿を継承することとします。

○基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち久留米

■地域共生社会の実現

■地域包括ケアシステムの推進

○久留米市が目指すべき姿

①自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

②見守り、支え合いの心が生きるまち

③安全に、安心して暮らし続けることができるまち

① 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

高齢者が長く元気に活動するためには、加齢とともに心と体の活力が低下した衰弱状況（フレイル）の予防が重要です。フレイルを予防・改善するには、栄養（食生活・口腔）、運動（身体活動）、社会参加の3つを意識した生活を送ることが大切です。

そのためには、高齢者が健康づくりや介護予防を主体的に取り組むとともに、地域のサークル、ボランティア活動等への参加や就労等を通じた生きがいづくりを推進することが重要です。

高齢者が自らの取り組みを通じて、健康で自立した生活を営むことができるまちを目指します。

② 見守り、支え合いの心が生きるまち

少子高齢・人口減少社会の進展、高齢者の生活や価値観の変化などに伴い、福祉や介護のニーズは増加とともに多様化しています。また、家庭内での支え合い機能の低下や地縁を基盤としたつながりが弱まるとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題など従来の公的支援制度では対応が困難なケースも現れています。

このような社会状況の変化に対応するためには、行政だけではなく、地域住民や地域の多様な主体がそれぞれ役割を持ち、つながりの構築や見守り活動の推進、通いの場の拡充等、地域での支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、医療、介護、福祉等の専門家による多職種連携による支援体制の強化等を図っていくことで、支え手、受け手の関係を超えて、お互いを見守り支え合うまちを目指します。

③ 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

介護サービスを必要とする高齢者が今後も増加することが予測される中で、高齢者の身体機能や認知機能が低下しても、本人の意思が尊重される環境づくりが重要となります。

そのため、認知症への理解を深める認知症施策の推進や高齢者の尊厳ある生活を維持するための権利擁護の取り組みを進めていきます。

合わせて、高齢者の個々のニーズに応じた安心して暮らせる生活環境づくりを推進するとともに、必要に応じた良質な介護サービスが提供できる介護保険事業の円滑な実施・運用を図り、安全に、安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

2 分野横断的な視点

第2章で整理した各種調査や利用者インタビュー、第7期計画の事業展開から見えてきた課題や重層的支援体制整備事業を新設した改正社会福祉法の趣旨等を踏まえ、第8期計画では、計画の基本理念や目指すべき姿の実現に向けて、施策展開を図る上での基礎となる考え方として、新たに「分野横断的」な視点を設定します。

(1) 市民との協働の推進

地域の多様な主体が、特性を生かして、新たな関係性と役割分担のもとに活動を展開することにより、市民との協働、市民主体の取り組みが進んでいくための支援を行う。

(2) 支え合う関係性の構築

人とのつながり、関係性の希薄化が進む中で、身近な環境の中での支え合いが進むための関係性の構築を促進する。

(3) 地域資源の連携

地域の貴重な資源である介護等の事業者や地域の各種団体との効果的な連携を図るための支援を行う。

(4) 多様化するニーズへの対応

高齢者の興味、関心が多様化し、既存の組織や活動では必ずしも満足感や魅力を感じなくなっている人が増える中で、それぞれのニーズにあった活動、居場所づくりの促進や活性化を図る。

(5) 効果的な情報発信

支援が必要と思われる人やその家族に対して、十分に活用されていない事例等を踏まえ、制度や事業の周知・啓発が十分に図れるよう、効果的な情報発信を行う。

(6) I C T の活用

介護人材確保及び業務効率化のための介護事業者の I C T 活用の支援及び、介護予防活動、見守り活動等へ I C T を活用する。

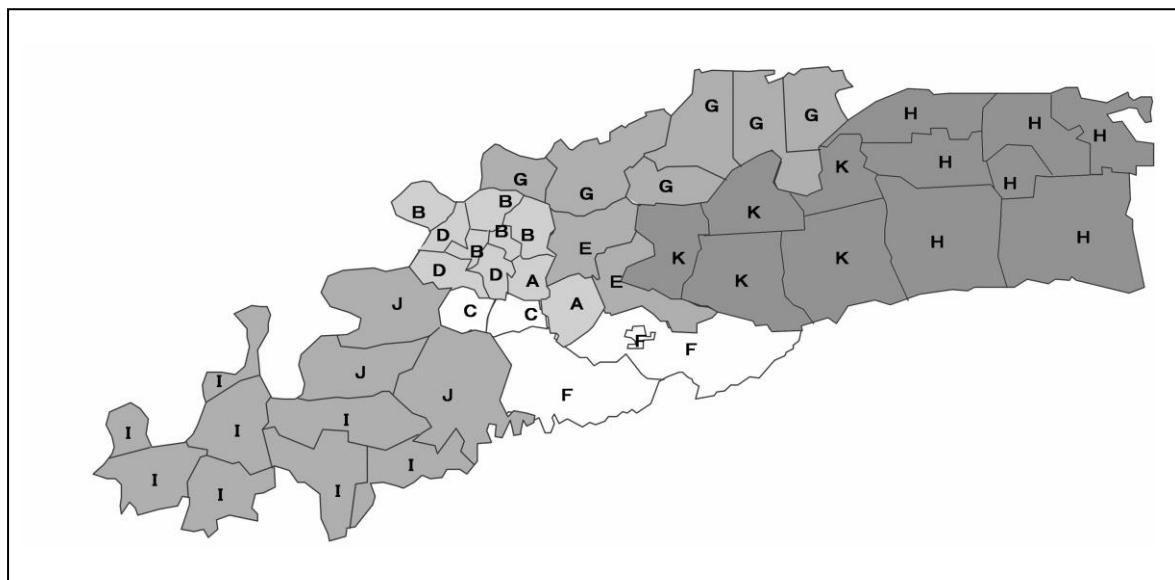
(7) 新しい生活様式を踏まえた「新たな日常」の構築

新型コロナウイルスへの感染を防止するための行動を、高齢者の日常の暮らしに取り入れるとともに、あらゆる活動の前提として実践していくことの啓発を図る。

3 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域に密着した施策を実施するため、地域の地理的条件・特性や人口、高齢者数等を考慮して小学校区を組み合わせ、市内に11の「日常生活圏域」（下図）を設定しています。

久留米市の日常生活圏域



圏域	小学校区							担当包括
A	西国分	東国分						中央第3
B	莊島	日吉	篠山	南薰	長門石			中央
C	南	津福						南第2
D	京町	鳥飼	金丸					中央第2
E	御井	合川						北第2
F	上津	高良内	青峰					南
G	小森野	宮ノ陣	北野	弓削	大城	金島		北
H	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水繩	田主丸	東第2
I	城島	下田	青木	江上	浮島	犬塚	三瀬	西
J	荒木	安武	大善寺					西第2
K	山川	山本	草野	善導寺	大橋			東

第7期計画

理念 基本	住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して いきいきと暮らし続けられるまち 久留米 ■地域共生社会の実現 ■地域包括ケアシステムの推進
べき 指 姿 す	●自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち ●見守り、支え合いの心が生きるまち ●安全に、安心して暮らし続けることができるまち

基本理念が示す「地域共生社会」の実現や「地域包括ケアシステム」の推進は、長期的な視点で段階的に構築を図っていく取り組みであり、第8期計画でも継承する。

第8期計画基本方針

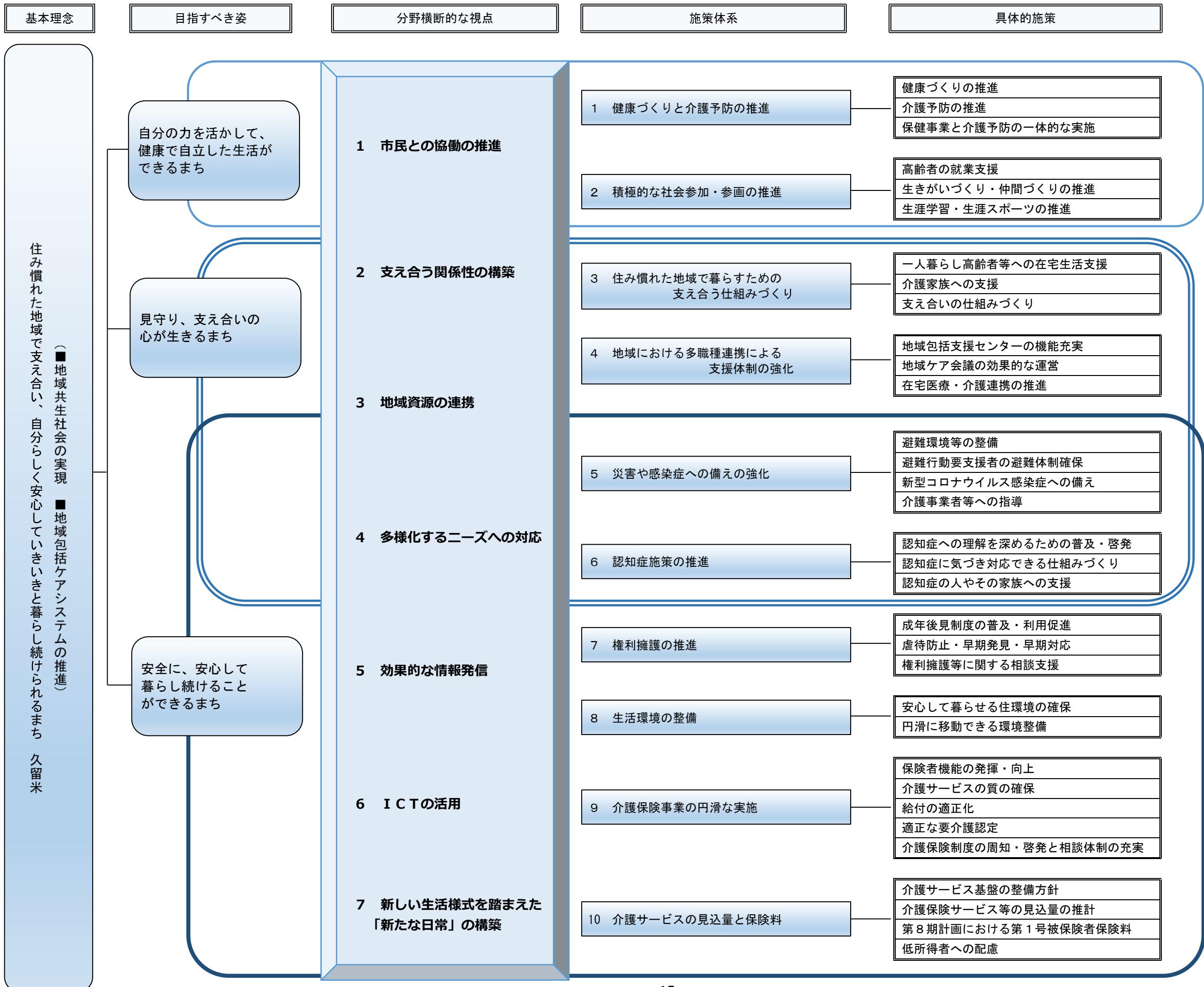
理念 基本	住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して いきいきと暮らし続けられるまち 久留米 ■地域共生社会の実現 ■地域包括ケアシステムの推進
べき 指 姿 す	●自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち ●見守り、支え合いの心が生きるまち ●安全に、安心して暮らし続けることができるまち

施 策 体 系	第1章 健康づくりと介護予防の推進
	◇健康づくりの推進
	◇介護予防の推進
	第2章 高齢者の積極的な社会参加・参画
	◇高齢者の就業支援
	◇生きがいづくり・仲間づくりの推進
	◇生涯学習・障害スポーツの推進
	第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり
	◇一人暮らし高齢者等への在宅生活支援
	◇介護家族への支援
	◇災害時のために支援体制等
	◇生活支援サービスの体制整備
	第4章 地域連携による高齢者支援
	◇地域包括支援センターの機能充実
	◇地域ケア会議の効果的な運営
	◇在宅医療・介護連携の推進
	第5章 認知症施策の推進
	◇認知症への理解を深めるための普及・啓発
	◇認知症に早期に気づき対応できる仕組みづくり
	◇認知症の人を介護する家族への支援
	第6章 高齢者の権利擁護
	◇成年後見制度の普及・利用促進
	◇虐待防止・早期発見・早期対応
	◇高齢者の権利擁護等に関する相談支援
	第7章 生活環境の整備
	◇高齢者が安心して暮らせる住環境の確保
	◇ユニバーサルデザインのまちづくり
	◇高齢者が円滑に移動できる環境整備
	第8章 介護保険事業の円滑な実施
	◇保険者機能の発揮・向上
	◇介護サービスの質の確保
	◇給付の適正化
	◇適正な要介護認定
	◇介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実
	◇介護サービス事業所に対する防災対策の啓発・指導
	第9章 介護サービスの見込量と保険料
	◇介護サービス基盤の整備方針
	◇介護保険サービス等の見込量の推計
	◇第7期計画における第1号被保険者保険料
	◇低所得者への配慮

施 策 体 系	国 の 基 本 指 針 (第8期計画充実事項)
	1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
	2 地域共生社会の実現
	3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
	4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
	5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
	6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
	7 災害や感染症対策に係る体制整備
	課 題
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 <ul style="list-style-type: none"> ・介護・介助が必要になった原因、リスク要因の予防（骨折・転倒・脳卒中等） ・地域への参加促進 ・地域でのたすけあい ・趣味や生きがいづくり、地域活動参加による健康状態とリスク該当者の関連性 ◇在宅介護実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・老老介護の問題 ・主な介護者への支援（外出の付き添い、送迎等、排泄、入浴等） ・主な介護者の就労継続支援 ・災害時の避難所への移動支援 ◇介護サービス事業所調査 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員不足への対応（「採用が困難」「離職率が高い（定着率が低い）」「賃金が低い」「仕事がきつい（身体的・精神的）」） ・地域との連携
インタビューアンケート	<ul style="list-style-type: none"> (地域での健康づくり活動・介護予防について) <ul style="list-style-type: none"> ・身近な活動の場が必要 ・運動することの効果について実感がある ・居場所、集いの場（通いの場）が必要 ・認知症カフェに通うことで進行が遅れた ・人に頼らず自分たちの力でやっていくことが大事 ・面白い、楽しいということを実感することが必要
第7期事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・保健と介護の連携 ・求人内容と求職者ニーズのミスマッチ ・老人クラブの会員減少、会員の高齢化に伴い活動継続が困難 ・効果的な見守りの仕組みづくり ・入退院調整ルールの浸透 ・地域包括支援センターの認知向上 ・支え合い推進会議等の充実 ・介護家族支援に関する周知・啓発 ・地域での認知症の人を見守る取り組み ・施設従事者のスキル向上やノウハウの蓄積による虐待への早期の対応 ・セーフティネット住宅の登録促進 ・高齢者等の移動手段の確保 ・権利擁護支援の地域連携ネットワーク整備や、中核機関の設置 ・高齢者関連の交通事故防止 ・介護人材不足への対応 ・介護予防教室終了後の地域の受け皿整備 ・避難行動要支援者名簿制度の認知向上 ・地域資源の発掘、養成、組織化 ・認知症の人やその家族への支援の充実 ・介護の負担軽減や認知症への理解促進 ・施設待機者の状況を踏まえた保険料推計
専門部会提言	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議や支え合い推進会議の継続と充実や会議の分析や解決できなかった課題の検討 ・介護事業者を活用した地域の居場所づくりやコミュニティづくりの推進 ・認知症当事者が活動できる居場所づくりの推進 ・ボランティアの活動場所の拡大やボランティア活動が認知機能を低下させないことにつながることの周知 ・自分の将来のためにボランティア活動を行うという意識啓発

分野横断的な視点	1 市民との協働の推進
2 支え合う関係性の構築	
3 地域資源の連携	
4 多様化するニーズへの対応	
5 効果的な情報発信	
6 I C Tの活用	
7 新しい生活様式を踏まえた「新たな日常」の構築	
施 策 体 系	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康づくりと介護予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの推進、介護予防の推進、保健事業と介護予防の一体的実施 2 積極的な社会参加・参画の推進 <ul style="list-style-type: none"> 就業支援、生きがいづくり・仲間づくりの推進、生涯学習・生涯スポーツの推進 3 住み慣れた地域で暮らすための支え合う仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援、介護家族への支援、支え合いの仕組みづくり 4 地域における多職種連携による支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの機能充実、地域ケア会議の効果的な運営、在宅医療・介護連携の推進 5 災害や感染症への備えの強化 <ul style="list-style-type: none"> 避難環境等の整備、避難行動要支援者の避難体制確保、新型コロナウイルス感染症への備え、介護事業者等への指導 6 認知症施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 認知症への理解を深めるための普及・啓発、早期に気づき対応できる仕組みづくり、認知症の人やその家族への支援 7 権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の普及・利用促進、虐待防止・早期発見・早期対応、権利擁護等に関する相談支援 8 生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> 安心して暮らせる住環境の確保、円滑に移動できる環境整備 9 介護保険事業の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> 保険者機能の発揮・向上、介護サービスの質の確保、給付の適正化、適正な要介護認定、介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実 10 介護サービスの見込量と保険料 <ul style="list-style-type: none"> 介護サービス基盤の整備方針、介護保険サービス等の見込量の推計、第8期計画における第1号被保険者保険料、低所得者への配慮
新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた計画の推進	

5 施策の体系



新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた計画の推進

第4章 高齢者福祉施策・介護保険事業における成果指標

基本理念が目指す「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち 久留米」の実現にあたっては、地域で暮らし活動する市民や地域、関係機関・団体、介護サービス事業所、行政などが、目指すまちの姿を共有し、協働していくことが必要です。

そこで、この計画では、計画期間に目指すまちの姿を分かりやすく示す指標を設定し、その実現に向けた進捗状況を明らかにします。この指標を基本理念の実現における目標とし、目指すべきまちの姿の実現に近づいた状態を表す「まちの姿成果指標」を設定します。

1 まちの姿成果指標

(1) 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

指 標 名	現 状	目 標
健康であると回答した 60 歳以上の人の割合	71. 2 % (R 1 市民意識調査)	75. 0 % (R 4 市民意識調査)
健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「参加者として」参加したい高齢者の割合	48. 6 % (R 1 介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査)	53. 0 % (R 4 介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査)

(2) 見守り、支え合いの心が生きるまち

指 標 名	現 状	目 標
地域での支え合いや助け合いが充実していると回答した 60 歳以上の人の割合	63. 8 % (R 1 市民意識調査)	67. 0 % (R 4 市民意識調査)
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手で「そのような人はいない」と回答した高齢者の割合	27. 7 % (R 1 介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査)	25. 0 % (R 4 介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査)

(3) 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

指 標 名	現 状	目 標
安全で安心して暮らせるまちだと回答した 60 歳以上の人の割合	81. 7 % (R 1 市民意識調査)	85. 0 % (R 4 市民意識調査)
地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを知っている一般高齢者（※）の割合	40. 9 % (R 1 介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査)	50. 0 % (R 4 介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査)

※一般高齢者・・・高齢者のうち、要介護、要支援認定を受けていない人

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

第1章 健康づくりと介護予防の推進

健康寿命の伸びを平均寿命以上に延伸し、高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりと介護予防の推進に取り組みます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することで、疾病予防・重度化予防の促進を図ります。

1 健康づくりの推進

【主な施策(事業)】

健康教育・健康相談・健康診査

①健康教育・健康相談

市民の生活習慣病の予防や健康の増進を図るために、地域の関連団体等と連携・協働し、地域に根付いた健康教育・健康相談を実施する。

②こころの健康相談

市民の精神的健康の保持及び精神疾患の早期発見・早期治療の促進のために、様々な心の悩みや不安等を持つ人、又はその家族に対し、精神科医によるこころの健康相談を実施する。

③こころの相談カフェ

精神的健康の保持及び社会復帰を支援するために、悩みや不安を抱えている市民が、身近な場所において臨床心理士等の専門的なカウンセラーに相談できる場を提供する。

④特定健康診査・特定保健指導等

要介護状態や認知症となる原因の一つである生活習慣病を予防するために、メタボリックシンドローム対策を中心とした「特定健康診査」や、ハイリスクと思われる人にはその人の状況に応じた「特定保健指導」を実施する。

⑤こころの健康づくり講演会

市民が心の病について正しく理解し、精神的健康の保持・増進を図るために、ストレスへの対処法や心の病に関する知識の啓発に関する講演会を実施する。

所管課

①健康推進課・地域保健課、②・③・⑤保健予防課、④健康推進課

地域における健康づくり	
①ウォーキング事業の推進	
各校区で実施しているウォーキング事業への支援やウォーキングの効果や参加促進のための啓発を行い、市民の自主的な健康づくりを推進する。	
所管課	①・②健康推進課

2 介護予防の推進

【主な施策(事業)】

フレイル予防・介護予防の普及	
加齢に伴う心身の機能低下（フレイル）の予防や認知症予防、口腔機能の向上など介護予防に対する意識を高め、高齢者が主体的に取り組めるようフレイル予防・介護予防等の周知活動や普及啓発の教室・講座等を行う。また、介護支援ボランティア事業（よかよか介護ボランティア）の実施により社会参加・生きがいづくりを支援することで、介護予防を促進する。	
所管課	長寿支援課

介護予防の通いの場への活動支援	
高齢者が身近な場所でともに取り組む仲間と継続した介護予防活動が実施できるよう、高齢者の主体的な活動を支援する取り組み、健康づくり・運動・口腔等の専門職の派遣や担い手の養成等を通して、住民主体の介護予防の通いの場への活動を支援する。	
所管課	長寿支援課

介護予防・生活支援サービス	
①通所型サービス	
<p>要支援者等(要支援認定者及び事業対象者)の多様な生活支援のニーズに対応して、総合事業移行前の介護予防通所介護よりも短時間のデイサービスや、複数のデイサービス事業所を組み合わせて利用することが可能なサービスを提供する。</p> <p>また、住民等が主体となり体操等の運動を取り入れた活動を行う通所サービスの提供を行う。</p>	
②介護予防ケアマネジメント	
<p>要支援者等の日常生活でのニーズを聞き取り、総合事業によるサービス、介護保険外サービス等を含めた適切なサービスが、ケアプランに基づいて効果的に提供されるよう必要な支援を行う。</p>	
所管課	①介護保険課・長寿支援課、②介護保険課

3 保健事業と介護予防の一体的な実施

【主な施策(事業)】	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	
<p>医療・介護レセプト、健診結果等のデータ分析を行い、地域の健康課題を把握する。分析結果とともに、生活習慣病等の重症化予防を目的とした個別的な支援と、高齢者の通いの場等での健康教育・健康相談においてフレイル予防の普及啓発や状態に応じた支援を実施する。</p>	
所管課	地域保健課

【事業目標指標】

目標指標	単位	R1	R3	R4	R5
特定健康診査受診率	%	39.7	55.0	58.0	60.0
住民主体の介護予防の場の数	箇所	128	130	140	150

第2章 積極的な社会参加・参画の推進

高齢者のライフスタイルに応じた社会参加・参画を推進するため、長年の経験に基づく知識や技能を活かす取り組みや老人クラブなどの地域活動、生涯学習やスポーツ活動などを支援します。また、多様化する高齢者のニーズにあった活動や居場所づくりに取り組みます。

1 高齢者の就業支援

【主な施策(事業)】

高齢者の就業支援	
①シルバー人材センター支援	働く意欲と豊富な知識・経験を持つ高齢者に対して、地域社会に密着した臨時的・短期的・その他の軽易な業務への就業を提供することで、就業機会の増大を図り、高齢者の社会参加や生きがいづくりに寄与するとともに、高齢者がその能力を生かし、いきいきと活躍できる環境づくりを進める。
②中高年就労支援	久留米市ジョブプラザにキャリアコンサルタント等の資格を持つ就労サポートーを配置し、市民の就労に関する相談に対応する。 また、高齢求職者向けの就職相談窓口である福岡県中高年就職支援センター、福岡県70歳現役応援センター及び（公社）福岡県高齢者能力活用センターと連携し、個々の希望する働き方に応じた就労相談・支援を推進する。
③高齢者雇用に関する情報発信	事業所（産業団地等への誘致企業を含む）における高齢者雇用に係る理解促進を図るため、関係法令や制度などの情報を提供する。
所管課	①・②・③労政課

2 生きがいづくり・仲間づくりの推進

【主な施策(事業)】

老人クラブ・いこいの家活動支援	
①老人クラブの活動支援	
高齢者の仲間づくりや社会参加活動を促進するために、老人クラブが行う健康づくり（スポーツや健康づくりの講座等）、生きがいづくり（サークル活動や世代間・団体間交流支援等）、社会奉仕活動（清掃活動や地域見守り活動等）に必要な経費の一部を助成するとともに、久留米市老人クラブ連合会が実施する老人クラブ活動の活性化に向けた取り組みを支援する。	
②老人いこいの家	地域共生社会の実現のために、老人いこいの家での幅広い世代間の交流の促進や、施設の有効利用を図る取組みを行う。
所管課	①・②長寿支援課

よかよか介護ボランティア	
高齢者が介護施設等で行うボランティア活動について、ポイント付与による支援を行うことで、高齢者の社会参加及び生きがいづくりや介護予防の推進を図る。	
所管課	長寿支援課

3 生涯学習・生涯スポーツの推進

【主な施策(事業)】

生涯学習の推進	
①シニアアカデミー 高齢者の生涯学習入門講座として、専門科目（運動、料理、音楽、美術、文化など）の学習に特化することで、学びやすい環境を整えながら、「えーるピアカレッジ」と連携して、様々なジャンルの内容を選択して学習することで、継続した学習意欲の啓発に努める。	
②高齢者パソコン教室 パソコンに触れる機会の少ない高齢者を対象に、基本操作を学習する機会を提供し、情報化社会の利便性を理解してもらい、社会参加や生きがいのきっかけづくりを支援する。また、コロナ禍における新しい生活様式を見据えた情報機器の活用法を習得する機会を提供する。	
所管課	①・②生涯学習推進課

文化活動の推進	
高齢者の世代間交流の促進、創造意欲の喚起による生きがいづくりのために、個人の持つ豊かな経験と技術を生かした作品（絵画、書道、写真、手芸・工芸等）の展示会の開催を支援する。	
所管課	長寿支援課

スポーツ活動の推進	
①運動習慣づくり 身近な地域において継続的に行えるよう団体・グループへの指導者派遣や教室の開催を行うことで、市民の運動習慣の定着化を図り、生きがいづくりや健康づくりを推進する。	
②スポーツ大会支援 高齢者の健康保持、世代間交流の促進のために、グラウンド・ゴルフ等のスポーツ大会を支援する。	
所管課	①体育スポーツ課、②長寿支援課

【事業目標指標】

目標指標	単位	R1	R3	R4	R5
シルバー人材センターの会員数	人	1,240	1,413	1,500	1,587
単位老人クラブの活動回数	回	39,360	39,000	39,000	39,000

第3章 住み慣れた地域で暮らすための支え合う仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、公的な生活支援や介護家族への支援と合わせて、つながりの構築や見守り活動、通いの場の拡充などによる、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

1 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援

【主な施策(事業)】

高齢者の見守り推進

①緊急通報システムの貸与

緊急時の不安を解消し生活の安全を確保するため、日常生活において常時注意が必要な一人暮らしの高齢者などに対して、急病などの緊急時に通報できる機能や、専門職への健康相談等が可能な通話機能を備えた通信機器を貸与する。

②小地域ネットワーク活動の推進

一人暮らしや高齢者世帯等が地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、校区のふれあいの会が中心となり、地域に暮らす支援が必要な人を対象に声掛け訪問を行い、見守り・安否確認等の様々な援助、食事サービスやサロンの実施の支援に努める。

あわせて、ふれあいの会未設置校区へのよびかけや、新たな担い手の確保に向けた研修等を実施する。

③地域における見守り活動の推進

高齢者をはじめとするすべての市民が地域で孤立することなく安心して暮らすために、地域住民、個人宅を訪問する事業者及び行政などの関係機関が協力して、「くるめ見守りネットワーク」に取り組み、地域全体で見守り活動を行い、日常生活における異変を早期に発見し、支援につなげる取り組みを推進する。

④SOSネットワークの推進

認知症等による行方不明高齢者を速やかに発見・保護するために、「SOSネットワーク協議会」の構成団体との連携や福岡県の防災メール「まもるくん」の活用に取り組む。また、行方不明高齢者の早期発見や身元不明高齢者の本人確認のために「高齢者あんしん登録制度」を推進する。

所管課

①・④長寿支援課、②久留米市社会福祉協議会、③地域福祉課

介護用品支給事業

高齢者ができる限り在宅で生活を送るために重要となる排泄ケアの負担を軽減するために、在宅の高齢者や介護を行う家族に対して、紙おむつ等の介護用品購入の一部を助成する。なお、第8期計画より、第1号保険料のほか、国や県からの交付金を活用した「地域支援事業」から、第1号保険料のみを財源とする「市町村特別給付」により事業を実施する。

所管課

長寿支援課

ボランティアセンターの運営

地域における生活課題の発見・解決に取り組むボランティアの活性化と、ボランティア活動への市民参加意識の醸成を図る。ボランティア活動者・団体の支援、ボランティア活動とニーズのマッチングや活動情報の収集・提供などに取り組む。

また、災害時における災害ボランティアセンターの設置、運営に備え、関係機関、地域住民、大学等と連携したセンターの設置運営訓練を行うとともに、発災時に速やかに支援活動を開始できるようボランティアの事前登録を進める。

所管課

久留米市社会福祉協議会

介護予防・生活支援サービス

①訪問型サービス

要支援者等(要支援認定者及び事業対象者)の多様な生活支援のニーズに対応して、総合事業移行前の介護予防訪問介護よりも利用者の自立に寄り添ったサービスを提供する。

また、短期間に集中して専門職が訪問し、生活機能向上を図るサービスを提供する。

所管課

介護保険課・長寿支援課

ライフレスキュー久留米連絡会

市内の社会福祉法人の相互の連絡調整や交流を図り、地域における公益的な取り組みを促す。

高齢、障害、児童などの分野を超えて、各法人が一体となり様々な課題の情報共有を深め、解決に向け協議し、地域の福祉課題や個別支援ケース等に対して各法人のもつ専門性を活かした効果的な支援を開拓する。

所管課

久留米市社会福祉協議会

2 介護家族への支援

【主な施策(事業)】

家族介護支援	
①家族介護教室	
在宅で介護を行う家族等の負担軽減や孤立化防止を図るため、在宅介護に必要な基本的知識及び介護技術等の習得を目指す介護教室の実施や、介護に関する悩みなどについて話ができる場を設ける。また、地域密着型サービス事業所と協働し、身近な地域で介護相談ができる場の確保に努める。	
②生活支援ショートステイ	
高齢者本人及びその家族の福祉の向上を図るため、高齢者が在宅生活を送る上で、一時的に養護する必要が生じた場合及び心身機能の向上等を図る必要がある場合に、高齢者福祉施設等への短期間入所サービスを提供する。	
③家族介護慰労金	
要介護4以上の高齢者を在宅介護している家族に対して、一定の要件のもと、家族介護慰労金を支給する。	
所管課	①・②・③長寿支援課

介護離職防止に向けた周知・啓発	
介護離職防止に向け、事業所において、仕事と介護を両立できる職場環境づくりの取り組みが促進されるよう、事業所訪問や、事業主等向けに発行している商工労働ニュースを通して、介護休業制度などに関する情報提供を行い、周知・啓発を行う。	
所管課	労政課

3 支え合いの仕組みづくり

【主な施策(事業)】

支え合いの仕組みづくりの推進	
「生活支援コーディネーター」を配置し、地域のニーズの把握、担い手の養成、地域住民と各種住民団体や支援関係機関等のネットワーク化などを行うことで、地域において、多様な主体による高齢者等に対しての生活支援が、重層的に提供される支え合いの仕組みづくりを推進する。	
所管課	地域福祉課

支え合い推進会議の推進	
支え合いの仕組みづくりに向けて、各校区に設置された「支え合い推進会議」に、市民活動団体、民間企業、住民組織など地域の生活支援サービスに関わる関係者等が参画しながら、地域の現状把握や課題整理、地域ニーズと活動とのマッチング等を推進する。	
所管課	地域福祉課

地域コミュニティ活動の活性化支援	
自治会活動の参加及び加入促進や地域コミュニティ組織の担い手の発掘・育成、地域社会の振興・発展のためのまちづくり事業への助成等、地域コミュニティ活動の活性化を支援する。	
所管課	地域コミュニティ課

【事業目標指標】

目標指標	単位	R1	R3	R4	R5
ふれあいの会訪問回数	回	241,612	256,000	266,000	276,000
担い手づくりや生活支援サービスに取り組む校区数	校区	4	10	15	20

第4章 地域における多職種連携による支援体制の強化

高齢者が自分らしく安心して暮らせるよう、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知や機能の充実を図ります。また、医療や介護、福祉等の多職種連携による個別課題の解決や地域課題を踏まえた政策形成につなげるため、地域ケア会議を効果的に活用するとともに、適切な医療と介護サービスが継続的に提供されるような連携及び属性・世代を問わない相談・地域づくりを推進します。

1 地域包括支援センターの機能充実

【主な施策(事業)】

地域包括支援センター運営事業

11の日常生活圏域に設置した地域包括支援センターが、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、高齢者の総合相談窓口としての役割が十分に果たせるよう、センターの周知に努めるとともに、専門職等の適切な配置や人材育成などに取り組む。また、高齢者本人のみならず世帯が抱える生活上の複合的な課題に対応できるよう、様々な分野の関係機関との連携強化を図る。

所管課	長寿支援課
-----	-------

2 地域ケア会議の効果的な運営

【主な施策(事業)】

地域ケア会議の推進

課題を抱える高齢者への適切なケアの確保や介護支援専門員によるケアマネジメントを支援するため、多様な専門職や地域の支援者で構成する地域ケア会議を開催する。

また、これらの取り組みを通じて、多職種協働のためのネットワークの構築や地域課題の解決に向けた政策形成につなげる。

所管課	長寿支援課
-----	-------

3 在宅医療・介護連携の推進

【主な施策(事業)】

在宅医療・介護連携に向けた資源の把握及び課題抽出と対応策の検討	
<p>地域の医療・介護サービスに係る関係機関への調査により把握した社会資源情報を必要に応じ更新するとともに、それらの分析による課題の把握や検討を行う。</p> <p>また、在宅医療と介護の連携に係る関係機関・団体による在宅医療・介護連携推進協議会において、課題の抽出や対応策の検討を行う。</p>	
所管課	健康推進課

在宅医療・介護連携に係る関係者の人材育成及び市民への普及啓発	
<p>在宅医療・介護連携の取り組みを推進するため、「在宅医療・介護連携センター」において、医療・介護関係者や地域包括支援センター等からの相談受付や情報提供、医療・介護サービス関係者への研修、出前講座等による市民への普及啓発等を実施する。</p> <p>また、入退院時における在宅医療・介護連携を図ることを目的とした入退院調整ルールについて、運用状況の把握と、実施評価を踏まえて、必要に応じて改善を図る。</p> <p>さらに、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を踏まえ、患者の意思を在宅療養関係者で支える仕組みづくりに取り組む。</p>	
所管課	健康推進課

【事業目標指標】

目標指標	単位	R1	R3	R4	R5
地域包括支援センターの相談件数	件	29,197	30,000	31,000	32,000
個別・地域課題検討ケア会議の開催件数	件	91	100	110	120

第5章 災害や感染症への備えの強化

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス等の感染症の流行を踏まえ、災害や感染症の発生に備えた避難所等の環境整備や情報発信の強化、また、高齢者等の避難行動要支援者の避難体制の確保や介護サービス事業者等への指導の強化を図るなど、災害や感染症への備えの強化を図ります。

1 避難環境等の整備

【主な施策(事業)】

地域と行政の協働による避難所運営

突発的に発生する災害にも迅速に避難所を開設できるよう、自主防災組織を中心とした地域役員と市職員の協働による避難所の開設・運営を行う。

所管課

防災対策課

避難所の感染症対策

避難所における感染症対策として、避難者の感染リスクの低減や集団感染の防止を図るため、必要な物資等の備蓄を図る。合わせて、感染症拡大防止の観点からの避難所運営のルールづくりを検討する。

所管課

防災対策課

Web版ハザードマップの構築

高齢者をはじめ住民一人ひとりが自宅や地域のハザード情報を把握できるように、複数に及ぶハザード情報を一元管理して地図情報上で容易に確認できる「Web版ハザードマップ」を構築し、早期の避難行動につなげていく。

所管課

防災対策課

高齢者等の情報弱者に対する避難情報発信

スマートフォンを所有していない等、緊急速報メールを受信することが難しい高齢者等に対して、事前登録制による架電やファックスによる避難情報の伝達を行う。

所管課	防災対策課
-----	-------

地域防災力向上のための防災リーダー養成

災害発生時の避難誘導を円滑に行うために必要となる地域防災力を高めるため、各自治会に自主防災活動を牽引する「防災リーダー」を養成する。

所管課	防災対策課
-----	-------

2 避難行動要支援者の避難体制確保

【主な施策(事業)】

避難行動要支援者の支援

災害時発生時の避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)に係る人的被害の軽減を図るために、避難行動要支援者名簿の登録や名簿の関係機関等での共有を進めるとともに、日頃から要支援者の状況把握に努める。さらに、個人の状況に合わせた「災害時マイプラン」の作成支援に取り組み、避難行動の実効性を高める。

所管課	地域福祉課
-----	-------

福祉避難所の充実

大規模災害などにより避難生活が長期化するおそれがある場合に、一般的の指定避難所では生活することが困難な要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所を必要に応じ開設する。また、福祉避難所の開設・運営訓練の実施などにより実効性の充実に努める。

所管課	地域福祉課
-----	-------

3 新型コロナウイルス感染症への備え

【主な施策(事業)】

新型コロナウイルス感染症への備え	
①診療・検査体制の構築	新型コロナウイルスの疑い患者を含め、発熱患者等に対応できるよう、かかりつけ医（地域の診療所）、地域外来・検査センター、感染症指定医療機関などと連携して、診療・検査体制を構築する。 あわせて、検査受診が困難な入所者が多数いる施設等での感染者発生時に備え、出張型の検査センターを整備する。
②コールセンターの設置・運営	新型コロナウイルスに関する各種相談や問い合わせに対応するため、新型コロナウイルス相談センターを設置・運営し、感染の流行状況を踏まえた体制を整備する。
③初期対応と感染対策への支援（感染管理認定看護師派遣）	高齢者福祉施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、更なる感染拡大を防ぐために、現地へ感染症の専門家である感染管理認定看護師等を派遣し、施設の状況に応じた助言等の技術的支援を行う。
④医療用物資の備蓄の推進	高齢者福祉施設等で新型コロナウイルスへの感染が発生した場合に、更なる感染拡大を防ぐために、施設等に対して防護具等の医療用物資の供給を行うことができるよう、必要な物資の計画的な備蓄に努める。 また、高齢者福祉施設等に対して、施設内で感染が発生した場合も継続して運営が行えるように、必要な防護具等の備蓄に関する啓発を行う。
⑤市民への意識啓発の促進	新型コロナウイルス感染症の予防に関する市民への啓発・周知を図るため、国の方針や新たな知見に基づく情報をチラシやポスター等による広報を推進する。また、地域住民や団体等に対して感染症対策に関する健康教育を実施する。
所管課	①総務医薬課・保健予防課、②健康推進課、③保健予防課、④総務医薬課・長寿支援課・介護保険課、⑤保健予防課・地域保健課

4 介護事業者等への指導

【主な施策(事業)】

防火・防災指導の実施	
①高齢者宅等への防火指導	
防火・防災意識の向上と居住環境の安全の普及を図り、防火安全対策を推進するために、一人暮らしの高齢者宅や緊急通報システム設置者宅を訪問し、防火・防災指導等を実施するとともに、地域の会合等の機会を捉えた集団指導を実施する。	
所管課	①・②久留米広域消防本部

介護サービス事業所に対する災害や感染症対策に係る啓発・指導	
集団指導、実地指導及び現地確認の際に事業所における防災対策の啓発、指導に努める。避難確保計画未提出の事業所に対しては、集団指導、実地指導、及び現地確認の際等を通じて策定及び提出等の指導を行う。また、介護サービス事業所が感染対策を行いつつ、必要なサービスを提供できる体制を支援していく。	
所管課	介護保険課

【事業目標指標】

目標指標	単位	R1	R3	R4	R5
避難所を住民と市が協働で運営する校区数	校区	22	30	38	46
避難行動要支援者名簿の名簿登録者数	人	6,107	6,300	6,500	6,700

第6章 認知症施策の推進

認知症になってもならなくとも、安心して暮らせるまちを目指し、地域全体で認知症の人とその家族を支えていけるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等が提供される仕組みづくりに取り組みます。

また、若年性認知症の人やその家族が適切な支援が受けられるよう、関係機関との連携を強化します。

1 認知症への理解を深めるための普及・啓発

【主な施策(事業)】

認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成

認知症について正しく理解し、地域において認知症の人やその家族を見守り支える「認知症サポーター」を養成するため、養成講座の開催や小中学校、企業・地域団体等への出前講座を実施する。

また、認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」を企業・団体等で養成するとともに、メイトの活動しやすい環境の整備に努める。

さらに、認知症サポーターのステップアップ研修を実施し、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な活動につなげる仕組み（チームオレンジ）づくりに取り組む。

所管課	長寿支援課
-----	-------

認知症の人とその家族を支援する新たな仕組みづくり

認知症の人とその家族への支援活動等を行う「チームオレンジ協力隊員（仮称）」を養成し、認知症の人と家族の支援に関する実践的な活動を行う。

所管課	長寿支援課
-----	-------

認知症講演会の開催

認知症は誰もがなりうることから、認知症への社会の理解を深めるために、医療や介護の専門家・認知症本人による講演会を開催する。

所管課	長寿支援課
-----	-------

2 認知症に気づき対応できる仕組みづくり

【主な施策(事業)】

認知症早期診断・早期対応の推進	
①認知症支援ガイドブックを活用した普及・啓発	民生委員や介護事業所、医療機関等と連携し、ガイドブックを活用して、認知症の早期の気づきと対応方法を広く普及・啓発する。
②認知症地域支援推進員の配置	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症への理解を深めるための普及・啓発や医療、介護、福祉等の関係機関と連携を推進する。
③認知症初期集中支援チームの運営	早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護サービスが受けられるように、認知症サポート医と医療・介護の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を運営する。
④認知機能チェック	認知機能の状態を確認し、必要に応じて医療機関への受診や介護予防につなげられるように、久留米大学と協働して「ものわすれ予防検診」を実施する。 また、認知機能の簡易検査を取り入れた「認知症予防講座」を開催し、認知症予防の仕組みづくりを推進する。
⑤福岡県若年性認知症サポートセンターとの連携	若年性認知症の専門相談窓口である「福岡県若年性認知症サポートセンター」の周知に努めるとともに、本人が必要に応じ適切な支援を受けられるよう、福岡県若年性認知症支援コーディネーターと連携を強化する。
所管課	①・②・③・④・⑤長寿支援課

3 認知症の人やその家族への支援

【主な施策(事業)】

認知症の人やその家族への支援	
①認知症カフェへの支援	認知症に関する知識の習得や参加者同士の情報交換等を通じて理解を深めて、孤立防止や介護負担の軽減等を図ることを目的とする認知症カフェについて、身近な地域で多くの人が参加できるよう、開設や運営に向けた支援に取り組む。
②認知症介護電話相談	認知症の人やその家族が抱える悩みや不安について、認知症家族介護経験者による電話相談を実施する。
③行方不明高齢者位置情報検索サービス利用補助事業	認知症高齢者等が行方不明となった場合の早期発見及び事故防止を図るため、位置情報検索サービスの利用開始に係る費用の一部を助成する。
所管課	①・②・③長寿支援課

【事業目標指標】

目標指標	単位	R 1	R 3	R 4	R 5
認知症サポーター養成人数	人	32,825	33,000	33,500	34,000
認知症カフェの設置数	箇所	6	7	9	11

第7章 権利擁護の推進

高齢者がいつまでも尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことのできるよう、関係機関や団体と連携し、本人支援や生活支援、法的支援などを行い、権利擁護の推進に努めます。

1 成年後見制度の普及・利用促進

【主な施策(事業)】

成年後見制度の普及・利用促進	
①成年後見制度利用支援事業	生活保護又は成年後見人等への報酬を支払うことで生活保護となる者に対し、報酬の補助を実施する。また、生活保護又は申立費用を支払うことで生活保護となる者に対し、申立費用の補助を実施する。
②成年後見制度の市長申立て	成年後見制度の申立てを行う際に、本人による申立てが難しく、2等身内の親族がない場合、または申立てが期待できない場合に、市長が申立て手続きを行う。
③成年後見推進事業	成年後見制度の広報・啓発や相談を行う成年後見センターに、地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」の機能を加え、後見人支援や受任調整を行いながら、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった人に対する意思決定支援や身上保護を重視した後見活動を支援する体制づくりを行う。 さらに、市民が後見等業務の新たな担い手として活動できるよう、市民後見人養成講座やフォローアップ研修を開催する。
所管課	①・②・③長寿支援課

2 虐待防止・早期発見・早期対応

【主な施策(事業)】

虐待防止に向けた意識啓発及び早期発見・対応	
養介護施設職員や市民等に対して研修会等を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識の周知・啓発に努めるとともに、虐待に関する相談や通報に各関係機関と連携しながら早期に対応することで、高齢者の権利擁護の推進及び養護者への支援を行う。	
所管課	長寿支援課

3 権利擁護等に関する相談支援

【主な施策(事業)】

多様な相談支援の実施	
①消費者被害の防止・消費生活相談	
多種多様化する高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、啓発講座など消費者の知識向上の機会を提供する。また、関係部局や団体と連携し、消費生活センターの認知度向上と消費者被害の早期発見に努めるとともに、問題解決に向けた消費生活相談事業を実施する。	
②高齢者相談	
高齢者の日常生活での困り事や心配事の早期解決に向けて、各種支援制度や窓口等の情報の収集・活用を行い、関係部局との連携した相談事業を実施する。	
③女性のための生き方支援相談	
虐待・DV等の深刻な事案を含む様々な問題を抱える高齢の女性に対し、問題の解決に向けて、「相談関係機関ネットワーク会議」における各関係機関の連携の下に相談事業を実施し、本人への支援を行う。	
所管課	①消費生活センター、②広聴相談課、③男女平等推進センター

日常生活自立支援事業	
認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支障のある人に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等のサービスを提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。	
所管課	久留米市社会福祉協議会

生活困窮者自立支援	
生活困窮者の自立を支援するために、就労その他の自立に関する相談支援や支援プラン作成等を行うとともに、家計に関する相談や家計管理に関する助言、貸付のあっせん等を行う。	
その他、生活困窮者自立支援法下での就労準備支援事業や、一時生活支援事業等を相談者の状態に応じて利用案内を行う。	
所管課	生活支援第2課

【事業目標指標】

目標指標	単位	R1	R3	R4	R5
成年後見センターの相談件数	件	464	475	485	495
生活自立支援センターの新規相談受付件数	件	1,131	1,020	1,020	1,020

第8章 生活環境の整備

高齢者が個々の状況やニーズに応じて安心して暮らせる生活環境づくりを進めるため、高齢者の生活に適した住宅等の確保、高齢者が安心して移動できる環境整備や外出時の移動支援などに取り組みます。

1 安心して暮らせる住環境の確保

【主な施策(事業)】

住まいの整備・供給	
①市営住宅のバリアフリー化	転倒などの事故を防止し市営住宅入居者の安全確保を推進するために、建替事業によるバリアフリー対応住宅の整備や、既存住戸内部のバリアフリー化を進める。
②一人暮らし高齢者の住宅確保支援	住宅の確保が難しい一人暮らし高齢者の住宅確保を支援するため、単身者向けの市営住宅の募集を実施し、住まいの確保のための機会を提供する。
③高齢者住宅改造費の補助	要介護認定を受けた高齢者の自立支援及び日常生活の利便性の向上や、介護者の負担軽減を図るために、住宅改造費用の一部を助成する。なお、利用者の状況等を把握し、申請書類の作成時に必要な専門職である介護支援専門員や住宅改修事業者に事業内容の周知・啓発を行い、利用促進を図る。
所管課	①・②住宅政策課、③介護保険課

住まいの確保	
①住宅セーフティネット制度を活用した相談体制の充実	
<p>高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保するために、円滑に入居できる賃貸住宅の紹介など相談体制の充実を図るとともに、同住宅の登録促進に取り組む。また、居住支援法人等との意見交換会を通じて、情報共有を行いながら、関係団体等との連携強化による円滑な入居支援を行う。</p>	
②養護老人ホーム	
<p>老人福祉法に基づき、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者について、養護老人ホームへの入所措置を行う。</p>	
③軽費老人ホーム・ケアハウス	
<p>高齢者が、その身体状態やニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう、無料又は低額な料金で入所でき、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホーム・ケアハウスに関する情報提供や、適正な管理に向け新しい生活様式を踏まえた指導、運営費の一部補助等を行う。</p>	
④コロナ禍での住まいの確保	
<p>久留米市居住生活移行緊急支援事業の実施により、生活に困窮し住まいを失う恐れのある方（高齢者を含む）に入居支援・定着支援を行う。</p>	
所管課	①住宅政策課、②・③長寿支援課、④生活支援第2課

住まいに関する質の確保	
①有料老人ホーム	
<p>高齢者が、その身体状態やニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう、食事の提供や健康管理の供与等のサービスを提供する有料老人ホームに関する情報提供や、適正な管理に向け新しい生活様式を踏まえた指導等を行う。</p>	
②サービス付き高齢者向け住宅	
<p>高齢者の居住の安定確保を図るために、バリアフリー構造等を有し、緊急時対応・安否確認、生活相談等のサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」に関する情報提供や、適正な管理に向け新しい生活様式を踏まえた指導等を行う。</p>	
所管課	①長寿支援課、②住宅政策課

2 円滑に移動できる環境整備

【主な施策(事業)】

バリアフリー化の推進	
①歩道のバリアフリー化 高齢者や障害者等のすべての人の移動時における利便性及び安全性が確保されるよう、快適に通行できる空間を整備する。	
②低床バスの導入促進 高齢者や障害者等のすべての人が安全・快適利用できる公共交通サービスを提供するために、交通事業者に低床車両（ノンステップバス・ワンステップバス）への更新を促すとともに、ノンステップバスの導入を支援する。	
所管課	①道路整備課、②交通政策課

移動環境の整備	
①生活支援交通の確保 鉄道や路線バスの利用が不便な地域においても、高齢者や障害者等の移動制約者が日々の買い物や通院等を行えるよう、生活支援交通を導入し、移動手段を確保する。	
②主要バス停の環境改善 高齢者や障害者等のすべての人にとって、路線バスの利用環境が向上するよう、市街地の主要なバス停において、上屋・ベンチの設置（更新）やバスロケーションシステム表示機の設置に対して支援を行う。	
③高齢者の交通事故防止 高齢者が加害者又は被害者となる交通事故をそれぞれ防止するために、警察をはじめとする関係団体等と連携し、交通安全教育・指導の充実を図るとともに、効果的な周知・啓発活動に取り組む。	
所管課	①・②交通政策課、③安全安心推進課

【事業目標指標】

目標指標	単位	R 1	R 3	R 4	R 5
有料老人ホームへの立入検査件数 (累計)	件	62	32	52	62
生活支援交通の導入校区数	校区	26	32	35	38

第9章 介護保険事業の円滑な実施

介護保険制度は発足から様々な改正が加えられながら20年以上が経過し、日常生活を営む上で欠かせない制度として社会に定着してきました。

これからも、必要に応じた良質なサービスを適切に提供できるよう、介護保険事業の円滑な実施・運用に努めます。

1 保険者機能の発揮・向上

【主な施策(事業)】

介護予防・日常生活支援総合事業評価事業

国の示す評価指標を活用して3年毎に実施状況評価を行う。また、計画推進協議会や地域ケア会議等において議論を行いながら、本市の特性に応じた総合事業につながる評価を行う。

所管課

介護保険課

保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用した取り組みの改善

「保険者機能強化推進交付金」、「介護保険者努力支援交付金」の評価結果について、第8期計画の各事業の取組状況や目標の達成状況等について一体的に評価・検証を行い、必要に応じて取組の改善や見直しなどの検討を行う。

所管課

介護保険課

2 介護サービスの質の確保

【主な施策(事業)】

介護支援専門員(ケアマネジャー)・介護サービス従事者研修会	
①新人ケアマネジャー研修の開催 実務経験の浅いケアマネジャーに対して、久留米市の介護保険の状況や介護予防の考え方及び実務に関する研修を行うことにより、市民への良質なケアプランの提供に資する。	
②集団指導及び新規指定オリエンテーションの実施 年1回市内の全事業所に対して行う集団指導及び毎月新規指定事業所に対して実施する新規指定オリエンテーションにおいて、基準や報酬以外にも、計画に沿ったサービスの提供（介護サービスの質の向上）や高齢者虐待・身体拘束廃止等の人権擁護に関する内容について説明や情報提供を行い、管理者やサービス提供の責任者に意識の徹底を図る。	
所管課	①・②介護保険課

介護相談員による施設等入所者支援	
市内の介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を介護相談員が2人1組で訪問し、利用者や家族の介護に関する相談に応じ、助言や施設側との意見交換等により、サービスの質の向上及び利用者の自立した日常生活の実現に努める。	
所管課	介護保険課

実地指導等による質の確保	
実地指導の実施により、介護サービス事業の適正運営やリスクマネジメントの考え方、個人情報の取扱等のコンプライアンス（法令遵守）についての意識啓発を促す。また、監査事案が発覚した際には、速やかに監査を実施し、悪質な事例には処分を行うことにより、介護サービスの質の確保に努める。	
所管課	介護保険課

介護人材確保・従業者定着への支援	
①介護職員と学生との交流事業	
<p>中学生・高校生を中心とした若年世代等に対し、介護職員との交流事業を通じて介護の魅力を発信するとともに高齢者の生活を支える大切な仕事であることの理解促進を図る。</p>	
②求職者と介護事業所のマッチング	
<p>介護職員として事業所での就労を希望している者に対し、介護保険制度の周知及び就労相談の機会を確保することにより、雇用促進を図る。</p>	
③業務効率化による介護職員の負担軽減	
<p>介護ロボットやICTの活用、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用、介護助手の導入等により介護職員の負担を軽減し、介護人材の定着を図る。</p>	
④介護人材の育成・定着支援事業	
<p>介護人材の育成と定着率向上を図るため、経験に応じた職員研修や情報交換会等への支援を行う。具体的には、NPO法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会に組織されるサービス種別ごとの専門部会単位の研修、全体研修（介護職員のストレスケア研修や介護事業所経営等に関する研修等）、認知症ケア支援研修を実施する。</p>	
所管課	①・②・③・④介護保険課

3 給付の適正化

【主な施策（事業）】	
ケアプランとサービス利用状況のチェック	
①ケアプランのチェック	
<p>サービス利用者一人ひとりの心身状況・家庭状況に応じた適正なケアプラン作成のため、ケアプランチェックを通して、介護支援専門員等が自立支援や介護保険制度への理解を深められるよう、自発的な気づきを促すことにより、給付の適正化を目指す。</p>	
②介護レセプトのチェック	
<p>国民健康保険団体連合会の審査支払等のシステムにより給付の整合性について確認するために情報提供がなされたものについて、事業所への確認を行う。算定誤りが確認された場合は、過誤処理を行うことにより、給付の適正化を図る。</p>	
所管課	①・②介護保険課

住宅改修及び福祉用具の点検

住宅改修の実施又は福祉用具の利用に際し、利用者の実態確認や訪問点検等を通じて、利用者の状態にそぐわない不適切・不要な住宅改修、福祉用具の利用を排除する。また、作業療法士等の専門職が点検に関する仕組みを設け、利用者の身体の状態に応じた適正な福祉用具の給付や住宅改修の推進を図る。

所管課

介護保険課

介護給付費通知の発送

介護サービス利用者に対して、サービスの請求内容や給付状況等について介護給付費通知を発送する。利用したサービス内容や回数等に誤りが無いかを確認することで、介護サービスの適正な利用を促すとともに、事業者に対して、適正なサービス提供と請求についての啓発を行う。

所管課

介護保険課

4 適正な要介護認定

【主な施策(事業)】

正確かつ迅速な認定調査(訪問調査)の実施

正確かつ迅速に認定調査を実施するため、調査員研修を行うとともにAIOCRシステムを活用し、認定調査実施や結果通知までの期間を短縮する。

所管課

介護保険課

介護認定審査会の円滑な運営

認定審査委員は、医療や福祉の専門家で構成され、感染対策は重要であるため、オンラインを活用した審査会を導入するとともに、審査委員研修を行い委員間の審査判定基準の平準化を図り、適正かつ円滑な認定審査会の運営に努める。

所管課

介護保険課

5 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

【主な施策(事業)】

介護保険制度の周知・啓発	
介護保険制度について、広報誌・各種パンフレットを活用して幅広い世代により分りやすく伝え る。併せて、地域の高齢者と関わる機会の多い関係者（地域包括支援センターの職員やケアマネジ ヤー）に対する研修や説明会を通じて、制度改正や介護保険事業の運営状況等に関する情報提供を を行い、高齢者や家族に新しい情報が伝わるように努める。 特に情報が不足しがちな一人暮らし高齢者等に対しては、介護支援専門員（ケアマネジャー）、 地域包括支援センター、認定調査員等が連携し、心身の状況に応じて必要な情報の提供に努める。 また、感染症拡大防止のために、新しい情報提供の方法や機会について検討する。	
所管課 介護保険課	

ヤングケアラー・ダブルケアラー等への周知・啓発	
ヤングケアラー・ダブルケアラー等に対して、介護分野の他、教育分野・子育て分野の関係者と 連携・協力し、必要な支援につながるよう、介護保険制度の周知・啓発を行っていく。	
所管課	介護保険課

市民からの相談受付体制・苦情対応体制の充実	
市民に最も身近な窓口として、市の相談窓口や地域包括支援センターにおいて適切な相談・支援 を行うほか、同センターの相談機会・窓口の充実を図る。 また、介護サービス利用者等からの苦情に迅速・丁寧に対応し、寄せられた苦情等の内容を分析 し関係団体と共有するなど、介護保険事業の充実に反映させていく。	
所管課	介護保険課

【事業目標指標】

目標指標	単位	R 1	R 3	R 4	R 5
運営上の課題で「マンパワー不足」と回答する事業所の割合	%	61.3	57	54	50
ケアプランチェック対象事業所数	事業所	23	24	24	24

第10章 介護サービスの見込量と保険料

在宅や施設サービス種別ごとの利用状況や利用者数の伸び等の分析により、第8期計画期間の利用量及び給付費の推計を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

1 介護サービス基盤の整備方針

(1) 施設・居住系サービス

団塊の世代が75歳以上となる令和7年度を見据え、在宅での生活が困難な方のニーズに対応するため適切な施設整備を進める一方で、長期的には人口が減少していくと見込まれる中、施設が供給過剰とならないように、有料老人ホームなどの整備状況にも留意することが必要です。

第8期計画では、様々な要因を考慮したうえで、依然として待機者数の多い介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と、今後増加が予想される認知症高齢者に対応するため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を整備します。

	サービス種別	第8期計画における整備方針
1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	今期計画における新たな整備は行わない。
2	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	新たに29床の整備を行うものとする。
3	介護老人保健施設	今期計画における新たな整備は行わない。
4	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	新たに18床の整備を行うものとする。
5	介護医療院	今期計画における新たな整備は行わない。ただし、医療療養病床からの転換分については適切に整備を行う。
6	介護専用型特定施設	今期計画における新たな整備は行わない。
7	介護専用型以外の特定施設	今期計画における新たな整備は行わない。
8	地域密着型特定施設	今期計画における新たな整備は行わない。
9	養護老人ホーム	今期計画における新たな整備は行わない。
10	軽費老人ホーム	今期計画における新たな整備は行わない。

(2) 居宅介護サービス

介護保険の居宅介護サービスは、要介護1から要介護5までの認定を受けた方に対するサービスと、要支援1、2の認定を受けた方を対象にした介護予防サービスとがあります。

居宅介護サービスの提供は概ね確保されていると考えますが、介護が必要になっても在宅生活ができる限り長く継続できるように、今後も適切なサービス利用の推進に努めていきます。

(3) 地域密着型サービス（施設・居住系を除く）

地域密着型サービスとは、要介護状態となつてもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするサービスです。住み慣れた地域との交流を保ちながら、サービスを受けることができます。

本市では、以上のような地域密着型サービスの意義を高く認めており、今後も、地域バランスを考慮し適正な整備を行っていきます。

（参考）市内の地域密着型サービス事業者指定状況（R2年11月1日現在）

圏域	小学校区	地域密着型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	看護小規模 多機能型 居宅介護	グループ ホーム	地域密着型 特別養護 老人ホーム
A	西国分・東国分	3	6	1			5	1
B	莊島・日吉・篠山・南薰・長門石	5	5	1	3		3	1
C	南・津福	5	1	1	1	1	4	1
D	京町・鳥飼・金丸	1	3	1	2	2	3	1
E	御井・合川	3	3	1			7	
F	上津・高良内・青峰	7	2	1		2	3	3
G	小森野・宮ノ陣・北野・弓削・大城・金島		5	2	2	3	6	3
H	船越・水分・柴刈・川会・竹野・水縄・田主丸	3	2	1		1	2	
I	城島・下田・青木・江上・浮島・犬塚・三猪・西牟田	5	4	4	1		13	4
J	荒木・安武・大善寺	6	4	1	2	2	4	2
K	山川・山本・草野・善導寺・大橋	1	4	1		1	2	3
計		39	39	15	11	12	52	19

(4) リハビリテーションサービス

国が示す基本指針では、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ切れ目のないサービス提供体制を構築していくことが打ち出されています。本市では、通所リハビリテーションの利用率は全国平均・県平均よりも高いものの、訪問リハビリテーションは低いという状況にあります。

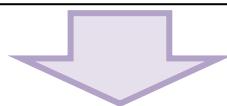
重度化予防及び自立支援のために重要なサービスであるため、今後も適切なサービス利用の推進に努めています。

2 介護保険サービス等の見込量の推計

第8期事業計画期間の介護保険サービス量については、以下の手順によって施設・居住系サービスの利用者数と在宅サービス等の見込量を推計します。推計値は資料編をご覧ください。

【ステップⅠ】被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

近年の実績を基に性・年齢別の人口、被保険者数を推計する。



近年の実績を基にして、要支援・要介護度別に将来の要介護認定者の出現率（高齢者数に対して要介護者の発生する割合。以後、「認定率」という）を設定し、被保険者数推計に乗じて、要介護認定者数を推計する。

【ステップⅡ】施設・居住系サービスの利用者数の推計

近年の実績やサービスの供給動向を考慮して、計画期間内の施設・居住系サービスの利用者数を推計する。

【ステップⅢ】在宅サービス等（施設・居住系を除くサービス）の見込量の推計

【ステップⅠ】で推計した要支援・要介護認定者数から、【ステップⅡ】で推計した施設・居住系サービスの利用者数を差し引いて、在宅サービス対象者数を推計し、近年の実績から要支援・要介護認定者に占める在宅サービス利用率を見込んだものを在宅サービス対象者数に乗じて、在宅サービス利用者数を推計する。

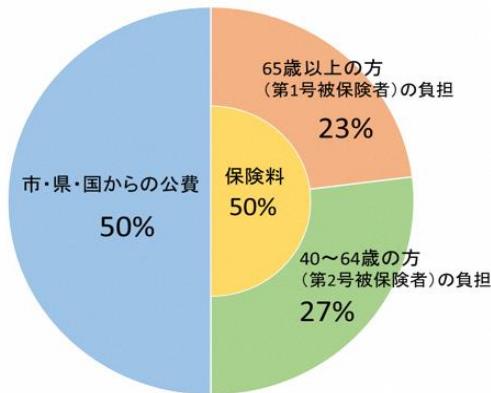


近年の実績から各サービス別の1月あたり利用回数（日数）を推計する。

3 第8期計画における第1号被保険者保険料

(1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、50%が公費、残りの50%は第1号及び第2号被保険者が保険料で負担しています。



(2) 保険料基準額

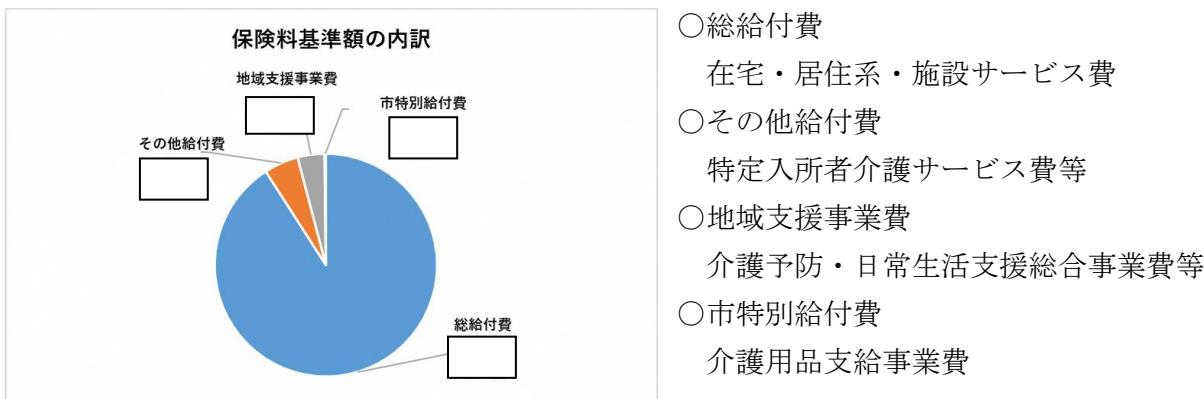
令和3年度から令和5年度における65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料基準額は、次のような方法で算定しています。

内容	金額
A 介護給付費等の見込額	
B = A × 23% 第1号被保険者負担相当額	
C 調整交付金相当額（※1）	
D 調整交付金見込額（※1）	
E 市特別給付額	
F 介護給付費準備基金取崩見込額	
G = B + C - D + E - F 保険料収納必要額	検討中
H 予定保険料収納率	
I 所得段階別加入割合補正後被保険者数（※2）	
J = G ÷ H ÷ I 保険料基準額（年額）	
J ÷ 12月 保険料基準額（月額）	6,400円～6,600円程度(検討中)

※1 調整交付金は、高齢者の年齢構成や所得水準といった市区町村の努力では対応できない格差を調整するため国から交付されるもの。通常は5%（調整交付金相当額）だが、保険者の状況に応じて割合が調整される（調整交付金見込額）。調整交付金見込額が5%より少ない場合は、差額を保険料で負担する。

※2 所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、事業計画期間における各所得段階ごとの第1号被保険者の見込数に、それぞれの段階の基準額に対する割合を乗じて得た数を合計したもの。

(3) 保険料基準額（月額）の負担構成比（検討中）



(4) 介護給付費等の見込額

標準給付費見込額は、サービスごとの見込量に、実績を考慮した平均給付費の見込額等を乗じて算出した総給付費見込額に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料の見込額を加えて、算出します。地域支援事業についても、それぞれの施策の指標等を参考に、見込額を算出します。

この見込額の合計額（①+②）が、前頁（2）保険料基準額「A 介護給付費等の見込額」となります。

① 標準給付費見込額

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2021年度)	令和5年度 (2021年度)	合計
介護・介護予防費 総額				
特定入所者介護サービス費等給付額				
高額介護サービス費等給付額			検討中	
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象支払手数料				
標準給付費見込額				

② 地域支援事業費見込額

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2021年度)	令和5年度 (2021年度)	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括の支援事業及び任意事業費			検討中	
包括の支援事業（社会保障充実分）				
地域支援事業費見込額				

(5) 所得段階別第1号被保険者保険料

(2) で算出した保険料基準額に、所得段階ごとの割合を乗じて保険料を算出します。

所得段階	第8期計画期間			保険料額	
		対象者	負担割合	月額換算	年額
第1段階 市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人		× 0.50		
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人		× 0.65		
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額簿合計が120万円超の人		× 0.75		
第4段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人		× 0.88		
第5段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人		(基準額)		
第6段階	市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人		× 1.13		
第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人		× 1.25		
第8段階 市民税世帯課税	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人		× 1.50		
第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人		× 1.60		
第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人		× 1.70		
第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人		× 1.85		
第12段階	市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の人		× 2.00		
第13段階	市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の人		× 2.15		
第14段階	市民税本人課税で、合計所得金額800万円以上の人		× 2.30		

検討中

※市民税世帯非課税の各段階においては、法律の規定に基づく公費による軽減が図られる予定です。

4 低所得者に対する負担軽減

久留米市では、低所得の被保険者に対して、介護保険料の軽減や減免、介護保険サービスの利用者負担の軽減及び助成に取り組むとともに、制度の周知を図り、利用者の拡充に努めます。

(1) 第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化

法律の規定に基づき、給付費の5割とは別枠で公費（国50%、県25%、市25%）を投入し、低所得高齢者の保険料の軽減を行います。

(2) 保険料の減免制度

久留米市介護保険条例に基づき、世帯の収入が生活保護基準未満の人を対象とした保険料独自減免を実施し、低所得者層の負担軽減に努めます。

(3) 介護保険サービス利用者負担の軽減

①介護老人福祉施設旧措置入所者の利用料及び居住費・食費の負担額減額

保険制度施行前から介護老人福祉施設に入所している旧措置入所者の人に対し、当時の利用者負担額を上回らないように、利用者負担額（1割分）や食費・居住費を減額します。減額の割合は、当時の負担額を考慮し、個別に設定されます。

②社会福祉法人等による利用者負担の軽減

生活が困窮している低所得の人で社会福祉法人が提供する介護保険サービスを受けている人は、利用者負担額（1割分）や食費・居住費を社会福祉法人が軽減し、その一部を公費で補います。対象者は、申請に基づき市で決定します。軽減の程度は、利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）です。

③訪問介護利用者負担額減額

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人のうち、境界層該当措置として定率負担額が0円となっていた人で、以下のいずれかに該当する場合は、介護保険の訪問介護又は身体援助訪問サービスを利用する際の利用者負担割合が0%となります。

- ・65歳到達以前の概ね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた人で、65歳に到達したことで介護保険の対象となった人。
- ・特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの人は。

(4) 介護保険サービス利用者負担に対する助成

在宅で介護保険サービスを利用する低所得者で特に生計が困難である人^{※1)}に対し、その利用者負担額の一部を助成します。

助成額は、助成対象となるサービス費用に100分の5を乗じた額を控除して得た額となります。久留米市介護保険条例に基づき、世帯の収入が生活保護基準未満の人を対象とした保険料独自減免を実施し、低所得者層の負担軽減に努めています。

※1) 低所得者で特に生計が困難である人とは、要支援・要介護認定を受けている人のうち、久留米市介護保険料減免取扱要綱に基づく減免措置を受けている人をいいます。

第3部 計画の策定及び推進体制

1 計画策定及び推進体制

(1) 外部組織・庁内組織

この計画は、保健・医療関係者や地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、権利擁護関係者、生活環境関係者、関係団体、公募による市民の代表からなる「計画推進協議会」から各分野の立場での意見をいただくほか、庁内に設置した「計画推進委員会」「計画推進調整会議」において各部局連携のもと、必要な事項の審議及び調整を図りながら策定及び推進に取り組みます。

(2) 関係機関・団体との連携

この計画は、久留米市の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指すものであり、計画を円滑に推進していくためには、行政だけでなく、市民や事業者、各団体等の役割が重要になります。

このため、久留米市社会福祉協議会、久留米市民生委員児童委員協議会、久留米市校区まちづくり連絡協議会、久留米市老人クラブ連合会、久留米市身体障害者福祉協会等の各団体や医療機関、民間事業者、市民公益活動団体等との連携を図り、役割分担と協働のもと、計画を推進します。

2 計画の進捗状況の確認と評価

この計画では、目指すべきまちの姿の実現に近づいた状態を表す「まちの姿成果指標」と「事業目標指標」を設定し、適宜その達成状況を確認しながら進捗管理を行います。

また、国の制度改正の動向等に注目したうえで、各種統計調査や地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域間比較等の実証データに基づく現状分析により、第8期計画の進捗状況の検証を実施するとともに、本市の特徴・課題の把握に努め、計画推進協議会や地域ケア会議等で検討を行います。

これらを踏まえ、計画期間の最終年度（令和5年度（2023年度））に第8期計画の課題を整理したうえで評価を行い、第9期計画の策定につなげていきます。

3 計画の推進に必要な事項

計画の推進には、市民の理解と協力が必要であり、市のホームページに計画の進捗状況を毎年公表するなど、情報の開示に努めます。